

総務文教常任委員会

令和2年5月1日(金)

午前10時30分～

第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- (1) 第2号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- (2) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
＜説明～質疑＞

企画管理部

- (1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
＜説明～質疑＞
- (2) 報告第1号 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 報告第2号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

教育部

- (1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

(休憩)

5 委員長報告確認

(休憩)

(本会議終了後)

6 行政報告

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)
について(総務部)

○特別定額給付金事業について(企画管理部)

7 その他

○新型コロナウイルス感染症対策に係る提言書について

総務文教常任委員長報告

(R 2 . 5 . 1)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**報告第 1 号、令和元年度一般会計補正予算（第 6 号）の本委員会所管分**ではありますが、

その内容は、補正予算の財源とするための、歳入における地方交付税の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第 2 号、亀岡市税条例等の一部改正については**、地方税法等の一部改正に伴うものであり、その主な内容は、所有者不明土地等について、現に所有している者の申告を制度化すること、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、寡婦控除を適用すること等の改正を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**第 1 号議案、令和 2 年度一般会計補正予算（第 1 号）の本委員会所管分**ではありますが、

その主な内容は、

特別職の給与条例の改正に伴う 6 月の期末手当の減額補正が、総務費及び教育費において計上されているほか、

総務費では、移動が制約される中、帰省が困難な大学生等に、ふるさと産品を送ることで、若者を応援するための、亀岡ふるさと小包経費の増額補正、

教育費では、学校の休校措置などにおける子育て世帯の負担を鑑み、経済的に支援が必要な家庭への給付金制度を創設するための、子育て緊急支援給付金事業経費の増額補正、

補正予算の財源とするための、歳入における財政調整基金繰入金の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第2号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、**新型コロナウイルス感染症の緊急支援対策実施においての一助とするため、令和2年6月の市長等に支給する期末手当を減額しようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

最後に、新型コロナウイルス感染症によって、今、市民が何を求めておられるのか、市民ニーズをしっかりと把握し、的確な施策を行うよう求め、**本委員会の報告といたします。**

総務文教常任委員会 提出資料

総 務 部 税 務 課

令和 2 年 5 月 1 日

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に おける税制上の措置(案)について(地方税関係)

総 務 省

1. 徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2. 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限って、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

3. 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6箇月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4. その他

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

特別定額給付金事業について

令和2年4月27日現在

亀岡市の住民基本台帳に記録されている方に、一人あたり10万円が給付されます

- 申請者** 令和2年4月27日現在、住民基本台帳に記録されている人が属する世帯の世帯主
- 給付額** 対象者一人につき10万円
- 申請期限** 郵送申請の申請受付開始日から3ヶ月以内
- 申請方法**
- オンライン申請(世帯主のマイナンバーカードが必要)
申請者(世帯主)は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内にある「ぴったりサービス」から「特別定額給付金」を選択し、
 - 世帯主及び世帯員の情報と振込先口座情報を入力
 - 振込先口座情報の確認書類をアップロード
 - 電子署名を添付して申請
 - 郵送申請 準備が整い次第、市役所から対象者名を記載した申請書を送付します。
 - 必要事項を記入した申請書
 - 申請者の本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等のコピー)
 - 振込先金融機関口座確認書類(通帳のコピー) を返信用封筒で返送

実施体制 亀岡市特別定額給付金実施本部を令和2年4月28日付けで設置(事務局企画調整課)→全庁体制で推進します。同日付けで企画調整課に課長級3名、副課長級2名、係長級5名の兼務辞令を発令しました。今後も給付に係る業務量に応じて追加の兼務辞令を発令していきます。

事業規模 89億100万円(内訳:給付金88億1,830万円、事務費8,270万円)

給付等の予定

令和2年5月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	オンライン申請は、5/11頃から給付開始予定				1 オンライン申請開始	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25 申請書郵送開始	26 郵送申請受付開始	27	28	29	30

郵送申請は、5/29頃から給付開始予定

☆郵送開始は事務進捗によって前後する可能性があります。

特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

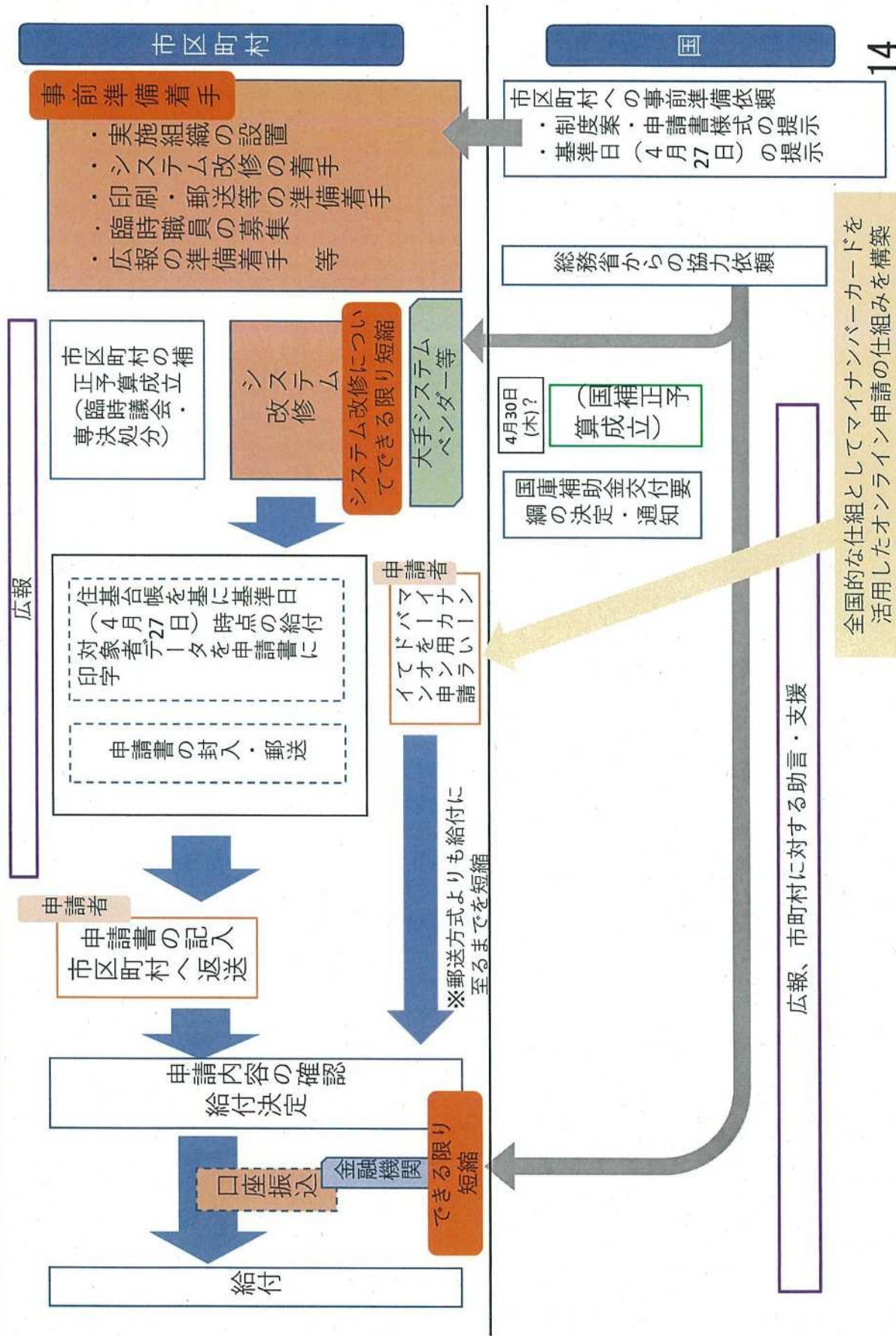
② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

特別定額給付金（仮称）の給付までの流れ（案）



「特別定額給付金」におけるマイナンバーカードを活用したオンライン申請

- 政府が運営するオンラインサービス・マイナポータル「ぴったりサービス」（市町村の行政手続の検索・オンライン申請機能）に、特別定額給付金の申請画面を設ける。
- マイナンバーカードの所持者は、上記申請画面において、マイナンバーカードに搭載した電子署名機能による本人確認を行い、オンライン上で申請手続を完結。郵送より早く申請を行うことが可能。

マイナンバーカード所持者は、 マイナポータルにおいてオンライン申請を実施

- ① マイナポータルにアクセス
- ② 「お住まいの市区町村」を選択
- ③ 「特別定額給付金の申請」を選択
- ④ 「制度内容」で要件等を確認
- ⑤ 「申請する」を押下し、「申請書」を作成
- ⑥ マイナンバーカードによる電子署名を実施

マイナポータル未接続団体(806団体)を含めた全市区町村において、オンライン申請ができるようにする
国が接続サービス提供者と包括接続契約を締結し、市町村が利用

くぴったりサービスイメージ



市区町村は、申請を受け、国民への給付金振込を実施

- ① 「申請書」データを取得
- ② 申請内容の確認、給付決定
- ③ 申請者の本人名義の口座に振込

申請書データの取得、確認



【参考】 マイナポータルについて

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、法人設立ワンストップサービスを開始！

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。



令和元年10月より、新たに、iPhoneでの利用も可能に！

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

亀岡市特別定額給付金事業実施本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における特別定額給付金事業（以下「給付事業」という。）を円滑に実施するため、亀岡市プロジェクト・チーム設置及び運営に関する規則（昭和62年亀岡市規則第17号）第2条の規定に基づき、亀岡市特別定額給付金事業実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 本部は給付事業に関する一切の事務を行うものとする。

(構成)

第3条 本部は、市長が認めた別表に掲げる者をもって構成し、本部長は上席副市長を、副本部長は企画管理部長をもって充てる。

- 2 本部に事務チームを置き、事務チームに統括を配置する。
- 3 事務チームに班を置き、班に班長及び副班長を配置する。
- 4 事務チーム員は、本部員の所属する所属職員から必要に応じて班長が指名する。
- 5 本部員に異動等が生じた場合は改めて市長が認めた者を充てる。

(職務)

- 第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、事務チームを統括する。
 - 3 班長は、班を掌理し、副班長は班長を補佐する。
 - 4 各班長は互いに連携を取り、効率的に業務遂行する。

(職員の協力)

- 第5条 本部員は、積極的に事務チーム及び班の編成及び本部の運営に協力しなければならない。
- 2 その他の職員は、給付事業の遂行に積極的に協力しなければならない。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(期間)

第7条 本部の設置期間は、令和2年4月28日から所期の目的を達成した日までとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画管理部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

令和2年5月11日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市議会総務文教常任委員会
委員長 山本由美子

提言書Ⅰ

新型コロナウイルス感染症は、世界的大流行の状況にあり、政府においては、全都道府県を対象に「緊急事態宣言」を発令した。

亀岡市においても、外出や活動・営業自粛、学校の休校措置等により、市民生活はもとより、本市の経済を支える事業者にも大きな影響が出ており、一刻の猶予も許されない状況である。

市長におかれては、市民に寄り添った緊急対策を講じていただいているところではあるが、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項とする財源確保のために、亀岡市議会総務文教常任委員会として下記のとおり提言する。

記

- Ⅰ 令和2年度当初予算で議決した次の事業については、実施できる状況にはない現状を鑑みて即刻中止の判断を下し、経費を新型コロナウイルス感染症対策に充てること

① 総務費、総務管理費、文化振興費、文化振興経費

かめおか霧の芸術祭に係る経費17,000千円

② 教育費、小学校費、教育振興費、ふるさと学習推進経費

京都スタジアム・大河ドラマ館等見学に係るバス運行経費3,254千円